



いわき基署発 0814 第2号
令和2年8月14日

各労働災害防止団体の長 殿

いわき労働基準監督署長

荷役作業等におけるトラックの荷台等からの墜落・転落による 労働災害防止対策の徹底について

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署管内の令和2年1月から7月までの休業4日以上の労働災害（速報値）は、183件発生し、前年同期と比較して7件、4%の増加となっており、うち墜落・転落災害については30件発生しており、前年同期と比較して5件の増加となっています。このうち、トラックの荷台等からの墜落・転落災害が12件発生し、墜落・転落災害の4割を占め、中には3か月以上の休業を要する重篤な災害が発生しております。

つきましては、貴会におかれまして、このことについて了知され、会員事業場等に対して、トラック荷台等からの墜落・転落災害防止のため、下記の事項、別添のガイドライン及びリーフレットの措置の徹底について周知していただきまますよう要請いたします。

ガイドライン及びリーフレットは陸上貨物運送事業用となっておりますが、その他の業種においても参考としてください。

記

1 荷台上作業の墜落・転落による労働災害の防止対策

- (1) 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
- (2) 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
- (3) 墜落時保護用の保護帽を着用すること。
- (4) フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
- (5) 荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。

- (6) 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴を使用すること。
- (7) 最大積載量が 5 t 以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が 5 t 未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用すること。
- (8) 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の 4 点のどれかを動かす時に残り 3 点で確保しておくこと）を実行すること。
- (9) 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

2 その他の労働災害の防止対策

- (1) 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。
- (2) 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- (3) 停車中の貨物自動車の逸走防止措置（パーキングブレーキ、エンジン停止、ギアロック（パーキングシフト）、輪止め）を確実に行うこと。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましよう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われているかを確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」を活用してください。

荷役作業における労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定期的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業の巡視等を行ってください。

（文部科学省） 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

荷役作業における労働災害防止の基本対策

○荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください

○余裕を持った着時刻を設定してください

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。

○荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合、最大荷重にあつた資格を持つことを確認してください

○所有するフォークリフトの定期自主検査を実施してください

○フォークリフト使用のルールの決定や安全対策を行ってください

荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示してください。また、荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行い、運転者に通知してください。

クレーン等による労働災害の防止対策

○陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合、つり上げ荷重にあつた資格を持つことを確認してください

○所有するクレーン等の定期自主検査を実施してください

○陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合、設置場所について必要な情報を周知し、転倒防止のための敷鉄板を準備してください

コンベヤーによる労働災害の防止対策

○コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

○移動経路の整理整頓をお願いします

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の者との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。

○床や地面の凹凸や傾斜ができるだけなくしてください

転倒、腰痛等の労働災害防止対策

○荷役作業場所を整理整頓し、床の凹凸などつまずきの原因ができるだけなくしてください

○段差解消、手すりの設置、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください

○人力荷役をする場合、できるだけ機械・道具を使って作業するよう施設、設備の改善を行ってください

安全衛生教育

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

○荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

改善基準告示について（労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）

トラック運転者の労働時間の改善を図る改善基準告示を陸運事業者が守れるよう、余裕を持った着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

・**トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）**

・**拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本 等**

陸運事業者との連絡・調整

○陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

○配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。

○陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に對し、安全作業連絡書（4ページ目参照）の内容を通知してください

荷役作業現場のチェックリスト

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業（荷役作業）は ①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか ②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に ①フォークリフト、クレーンなどを用いるか ②ロールボックスパレットを用いるか。 ③台車などを用いるか	ロールボックスパレットについて詳しくは 下記URLをご覧ください	・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用的するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとすること。
荷役作業を行う場所について (その1：基本的事項 (転倒防止の対策を含む。))	荷の積卸し作業を行う場所は ①通行人が作業場所に立ち入ることはないか ②作業に必要十分な広さか ③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか ④明るい場所か ⑤風・雨が当たらない場所か ⑥（ミラーの設置などによって）死角部分はないか		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
荷役作業を行う場所について (その2：特に墜落防止のための設備対策)	トラックの荷台からの墜落防止のために ①荷台との段差のないプラットフォームがあるか ②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ③安全帯の取付設備はあるか ④荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意してあるか		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあけたような対策を講じることが望まれる。
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行なう者は ①保護帽を着用しているか ②安全靴を着用しているか ③手袋を着用しているか		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に ①昇降設備（手すり付き）を用いているか ②三点確保を実行しているか		・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
荷台での作業方法について	荷台での作業時に ①不安定な荷の上を移動していないか ②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか ③安全帯を使用しているか ④荷台端附近で、背を荷台外側に向けて作業していないか ⑤荷台のあたりに乗って作業を行っていないか ⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まるおそれはないか		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

登録番号	登録日	登録者名前	登録者会社名
発送元会社名	発送元会社所在地	受取人会社名	受取人会社所在地
連絡事務所名			
連絡事務所電話番号			
備考欄			

このパンフレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

荷主等（荷主、配達先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！

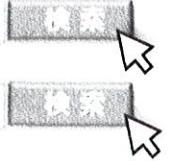
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000117562.html>

ロールボックスパレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000098500.html>

荷役作業 荷主等



ロールボックスパレット 厚生労働省